

平成24年10月16日

診断書の記載・発行について

当センターは夜間急に具合が悪くなった患者さんに「救急」の処置・診療を行う為に横浜市医師会が運営している「一次救急の」診療所で、出勤医師は会員を中心として365日交代勤務しております。

一次救急の診療所では患者さんが希望されても「検査・処置等」が全てできるとは限りませんので、翌日以降、かかりつけの医療機関等を受診されることをお奨めしております。

従って、診断書の記載については原則、医師が毎夜間の交代勤務であること、又、法により診察した医師以外は診断書の発行ができないことから、

翌日以降に受診時の診断書を記載・発行することはできません。

診断書の発行をご希望の方は、必ず診察の際に担当医師、又は

看護師に記載・発行についてお申し出いただきたくお願い致します。

又は、後日かかりつけの医療機関等を受診されて、「かかりつけ」の

医師に記載していただく様をお願い致します。

(社)横浜市医師会横浜市救急医療センター
センター長 新海 毅